

郷村断層位置図

# 天然記念物

— 1 —

ある夏の日の午後 予定していた地域の地質調査もようやく終りに近づいて ほっと一息入れた私は 学問的な興味から 一度は見ておきたいと思っていた場所を目指して 自転車を走らせた。

焼けつくような太陽の直射と まっ白な花崗岩の砂から照りかえす反射熱を 全身に受けての約4kmの道のりも 期待に胸をはずませている私には それほど遠いとも感じることなく目的地に着いた。

とにかく額の汗をぬぐいながら 予備知識として頭に入れておいた書物の冒頭の文章を思いおこしてみた。

『昭和2年3月7日(1927)午後6時28分頃 山陰道東部に大地震突如として起り 丹後国竹野郡中郡及与謝郡に於て震動特に烈しく 破壊作用を逞くし 家屋の倒壊多く……この激震により 死者約2,900 傷者約3,100 全潰全焼家屋2万と算せられ 瞬間にして阿鼻叫喚の巷と化し 実に酸鼻を極めたるものとす。このほか道路堤防の崩壊・沈下・池塘の決潰・山崩・山津波・土地の

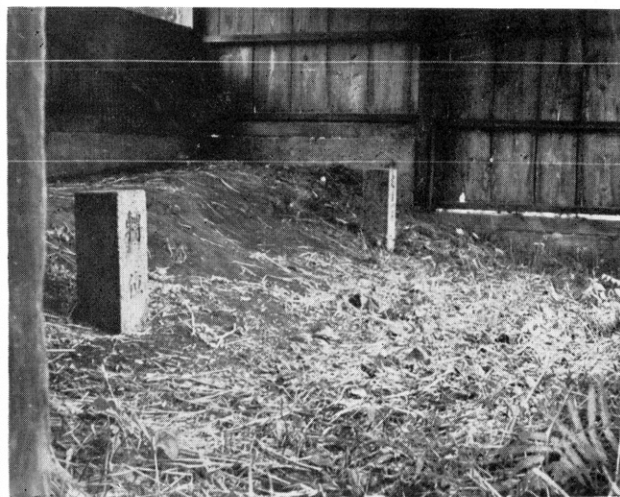
陥没ありたる外 著しき現象として 延長13kmにわたり断層生じ 其通過の衝に当れる竹野郡浅茂川村・網野町・郷村・中郡丹波村・峰山町・吉原村・長善村等は全滅の厄災に遭遇し……』

この時現われた断層(その直後に郷村断層と命名された)は 当時としては記録的な 左右への喰いちがい250cm 上下の段ちがい約60cm が 郷村(現在は網野町の1部)に生じた。その上 大地震の際に現われる単なる地割れと違って 堅い花崗岩の岩盤の中に鏡肌や擦痕まで作っているから 地質学上の断層そのものである。このような点で学術上貴重なものとされ 昭和4年12月天然記念物に指定され 永久に保護保存されることになったのが いま私が見学しようとしている 天然記念物「郷村断層」の由来である。

さて 目ざす天然記念物「郷村断層」は3カ所に分か



第1地点の近景(網野町役場提供)



第1地点 岩盤の移動状態を示す標石と露頭  
(網野町役場提供)



第二地点 移動標石を示す

第一断層 府道から少し離れた小さい谷の入口近く田んぼの横に小さな家が建って その前に例の石柱と立札が立っている。立札の字は風雨に洗い流されて読むことは出来なかったが おおよその見当はついた。

小屋の中では標石

は確実に移動量を示していたが 花崗岩の岩盤は風化して 割れ目は消失し 段ちがいの状態は僅かにその面影をとどめているにすぎなかった。

第二断層 いろいろの書物によく引用されている道路の喰いちがいで 今となっては当時の状況を知らせるものは 道路の異状な屈曲と その曲り角にある小さな標石だけである。立札の字はやはり全然読むことが出来なかった。

第三断層 府道から脇道へそれて 谷を入ること約1 km 震災当時の状態を保存するため小屋が設けられていたが 古い写真とは比べものにならず 30年という年月のへだたりを感じさせる以外の何ものでもなかった。

しかし さすがに小屋の中におさめられているだけの事はあって 第一断層 第三断層とも雨風的作用からは完全に免れて とにかく昔の状態を想像させるだけは整っていた。

ひと通りの見学を終え ついでに天然記念物に指定された以外の場所には 全然断層の跡は残っていないということも見とどけてから 第二断層地点の近くの バス待合所を兼ねている店に入り アイスクリームでのをうるおしながら 店番をしている女の人に尋ねてみたところ 最近はおとずれる人もなく 震災当時のことを知っている人も少なくなって 興味も薄らいでいるのではないかとの事であった。

宿へ帰る道すがら考えてみた。村はずれや田んぼの中に いかめしい石柱が建っていて 時々人が尋ねてくるようだ。それが一体何もので どんなことで大切なのか 村人にはよくわからない。それでは困るから 少なくとも児童生徒たちでも ここにあるものは学問上とても大切なもので 本来ならば博物館にでも大事にしまっておく所だが ものがものだけに動かすわけにはいかない。だからここを博物館にして大切に保存してあるのだと教えておきたいものだ。

後日 町役場を訪れたが この町のかかなりの区域が山陰海岸国定公園に指定されている関係上 観光協会も組織され 記念物に対しても相当の関心が払われている



第二地点の断層ができた当時の状況



第二地点の現在の状況

ことが感じられた。駅のホームに立つ名所案内板がただ空しさばかりを思わせるという場面はここにはなかったということをつけ加えておこう。

### 天然記念物とは

天然記念物の本来の意味は天然自然に生育・成長もしくは昔から存在しているものであって長くその国土の記念となるものの総称である。言葉を変えていうならばその国土だけに見られる珍奇な動物・植物・鉱物嘆賞すべき天然風景を構成する水陸の諸物郷土の過去の歴史を思い浮かべさせる天然物などであって科学的に風景的に歴史的に国土の特長を表わしているものであって国や郷土における生活環境を象徴するものである。

わが国では1919年（大正8年）史跡名勝天然記念物保存法が制定されその法律にもとずいて天然記念物——法律用語としての——が次々と指定され国家の保護が加えられていった。

1950年（昭和25年）文化財保護法が制定され天然記念物もその中で取扱われることになって現在文部省の外局である文化財保護委員会が専門委員を委嘱して調査研究と保存顕彰に努めている。

指定を受けた天然記念物はたとえば地質鉱物について言えば指定地域内の採集は特別の場合を除いては絶対禁止であり現状を破壊したり保存に悪影響を与えるような行動はとくにその保護が目的である場合以外には一切許されない。

国または地方公共団体は保存のための費用を出しまた指定されたことによって関係者がこうむる損害は補償されることになっている。

しかしながら行政機関の不認識や不理解にもとずく保存費の僅少補償の不十分に加うるに地元の

不熱心などによって多くの天然記念物はその保存状態が次々と悪くなっていく状況にあるのは否めない。

何らかの適切な処置をほどこすと共にその重要性を一般に認識させることが目下の急務であろう。

### 天然記念物の指定基準

天然記念物には動物・植物・地質鉱物および天然保護区域の4種類の区分があってそれぞれその指定基準が設けられている。

地質鉱物の項目ではその指定基準は次のとおりである。

#### (1) 岩石 鉱物および化石の産出状態



第三地点の現在の断層露頭  
(網野町役場提供)



第三地点の保存小屋(網野町役場提供)



断層が出来た当時の第三地点 点線はその後設けられた保存小屋の位置

- (2) 地層の整合および不整合
- (3) 地層の褶曲および衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震・断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞 穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉ならびにその沈殿物
- (9) 硫気孔および火山活動によるもの
- (10) 氷雪霜の営力による現象
- (11) とくに貴重な岩石・鉱物および化石の標本

天然記念物の中で とくに世界的国家的に見て学術上の価値の高いものは 特別天然記念物と称してより高度

特別天然記念物 (地質 鉱物の部)

名 称	所 在 地	指定年月
有珠新山の熔岩円頂丘	北海道有珠郡壮吾村	昭 32.3
根反の大硅化木	岩手県二戸郡一戸町	27.3
焼走り熔岩流	岩手県岩手郡西根村	27.3
夏油温泉の石灰華	岩手県和賀郡和賀町	32.3
鬼首村雌釜及雄釜間歇温泉	宮城県玉造郡鳴子町	27.3
玉川温泉の北投石	秋田県仙北郡田沢湖町	27.3
浅間山熔岩樹型	群馬県吾妻郡嬬恋村	27.3
御岳の鏡岩	埼玉県児玉郡神川村	31.3
栗師岳の圈谷群	富山県上新川郡大山町	28.3
魚津埋設林	富山県魚津市	30.3
岩間の噴泉塔群	石川県石川郡尾口村	32.3
鳴沢熔岩樹型	山梨県南都留郡鳴沢村	27.3
湧 玉 池	静岡県富士宮市大宮	27.3
安曇村噴湯丘および球状石灰岩	長野県南安曇郡安曇村	27.3
根尾谷の菊花石	岐阜県本巣郡根尾村	27.3
根 尾 谷 断 層	岐阜県本巣郡根尾村	27.3
大根島の熔岩隧道	島根県八束郡八束村	27.3
秋 芳 洞	山口県美禰郡秋芳町	27.3
八釜の 甌 穴 群	愛媛県上浮穴郡柳谷村	27.3

天然記念物 (天然保護区域)

名 称	所 在 地	指定年月
十和田湖及奥入瀬溪流	青森県上北郡・秋田県鹿角郡	昭 3.4
尾 瀬	福島県南会津郡・群馬県利根郡 新潟県北魚沼郡	31.3
上 高 地	長野県南安曇郡	3.3

の保護が加えられており その位置はちょうど 文化財に対する国宝と同等のものである。

名 勝

名勝とは

- (1) 公園・庭園
- (2) 橋梁・築堤
- (3) 花樹・花草・紅葉・緑樹などの叢生する場所
- (4) 鳥獣・魚虫などの生息する場所
- (5) 岩石・洞穴
- (6) 峡谷・瀑布・溪流・深淵
- (7) 湖沼・湿原・浮島・湧泉
- (8) 砂丘・砂嘴・海浜・島嶼
- (9) 火山・温泉

(10) 山岳・丘陵・高原・平原・河川

(11) 展望地点

以上の中で わが国のすぐれた国土美として 欠くことのできないものは『風致景観の優秀なもの 名所あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては 芸術的あるいは学術的価値の高いもの』と指定基準にうたわれている。

また とくにその価値の高いものは特別名勝に指定されている。

したがって原則としては 天然記念物(保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域=天然保護区域を含む)とは別個のものであるが 実際は名勝に指定されたものは同時に天然記念物にも指定されていることが多い。なぜならば もともと自然景観というものは地表面近くの岩石に いろいろな地殻の内部または外部的作用が働いた結果 現在の状態になったもので 地質鉱物とは密接な関係にあるからである。

名勝に指定されている いないを問わず 郷土の自然景観に親しみを抱き その由来を尋ねることは やはり地質への関心の第一歩であるう。(未完) (地質部)